

\\ 地域の産品を扱う皆様へ //

名称の表示に関する大切なお知らせ



令和8年(2026年)2月より順次、
地理的表示(GI)の先使用期間が経過します

GI産品の登録生産者団体に所属していない生産業者の
産品等を取り扱っている場合、商品名など表示の変更が
必要となる可能性があります

GI法は、以下の商品へのGI名称の使用を規制しています。

- 登録生産者団体の構成員以外の者が生産した農林水産物等
- 上記を使用した加工品



一定の条件を満たすと、例外的に名称の使用が認められる、7年間の先使用期間がありますが、令和8年2月1日から順次、期間が経過します。このため、表示の変更などが必要となる場合があります。

登録生産者団体に所属している生産業者の産品等を取り扱っている方は、引き続き名称を使用可能です。

まずは裏面のチェックシートで該当するか御確認ください

地理的表示(GI)とは

その地域ならではの環境や要因と結び付いた特性を有する産品の名称です。
GI法では、この「地理的表示」を知的財産として保護しています。

現在GIとして登録されている
すべての産品はこちらから
確認できます ▼

【GI登録産品の例】

- 江戸崎かぼちゃ
- 越前がに
- 伊吹そば
- いぶりがっこ
- はかた地どり
- 琉球もろみ酢 など



卸売業者・小売店の皆様へ 先使用確認チェックシート

チェック項目①

- ☐ 取扱商品の名称等にGIに登録されている名称と同じ
又は似た名称を使っていますか？

登録されているGI名称は農林水産省ホームページを御確認ください
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html



→ GI法上問題ありません。
いいえ



チェック項目②

取扱商品が加工品以外の場合

- ☐ 取扱商品は、GI登録されている生産者団体の構成員が
生産・製造したものですか？

取扱商品が加工品の場合

- ☐ 取扱商品は、GI登録されている生産者団体の構成員が
生産・製造した製品を使用しているものですか？

→ 取扱商品やその主な原材料が登録製品の明細書に沿って生産された製品であれば、GI名称の使用が可能です。
はい



チェック項目③

- ☐ GI登録の日前から現在の商品名等を使用していますか？



→ GI法上使用できない表示の可能性があります。
いいえ

**先使用にあたり、令和8年2月以降
その名称を使用できない可能性があります。**

「地理的表示(GI)保護制度における先使用に関する手引き」の8ページ以降で詳細を御確認ください。

手引きは
こちら▼



「地理的表示(GI)保護制度における先使用に関する手引き」の9ページを参照し、商品名の変更等を行ってください。

先使用とは

GI名称と同じ名称又は似た名称を、GI登録の日前から継続して使用している場合、例外的に、GI登録の日から7年間は引き続きその表示を使用できる制度です。先使用期間は平成31年のGI法改正において、外国との協定を踏まえて規定されたものです。改正法施行日(平成31年2月1日)前に登録された製品の名称については、一律で、令和8年1月31日まで先使用が認められます。

農林水産省では「先使用に関する手引き」を公表しています

先使用の考え方や先使用期間経過後の対応方法等について、具体的に留意が必要な事項を公表しています。商品名等にGI名称を含む商品を取り扱っている方は御一読ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/sensiyoubitebiki.pdf

先使用に関する
手引きはこちら▶



お問い合わせ先

地理的表示保護制度活用支援
中央窓口 (GIサポートデスク)

☎ 0120-954-206

農林水産省
輸出・国際局 知的財産課

✉ gi4284@maff.go.jp